明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（三一一）　二

〔府　令〕

○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七〇）　二

○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同七一）　四

○金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同七二）　五

〔省　令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（総務一〇一）　六

〔告　示〕

○型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件の一部を改正する件（総務三七七）　六

○電波法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に船舶に設置している地上無線航法装置又は衛星無線航法装置の機器であって、当該装置が設備規則第四十七条の二又は第四十七条の三の規定に適合していることにつき総務大臣が告示するものを定める件の一部を改正する件（同三七八）　六

○特定国外派遣組織を指定する件（同三七九、三八〇）　六

○消防法施行規則第四条の五第一項に規定する登録確認機関の主たる事務所の所在地の変更に関する件（消防庁一四）　六

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務三七六）　六

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同三七七）　七

○クラスター弾に関する条約へのニウエ及びセントルシアの加入に関する件（同三七八）　七

○武器貿易条約へのニウエの加入に関する件（同三七九）　七

○高速自動車国道に関する件（国土交通一四四九、一四五〇）　七

○船舶安全法の規定に基づく認定事業場として認定した件（同一四五一～一四五三）　七

○気象測器の型式を証明した件（気象庁五）　七

○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁四一）　七

〔国会事項〕

内閣　最高裁判所　八

〔人事異動〕

内閣　最高裁判所　八

〔皇室事項〕

官庁事項　一〇

〔官庁報告〕

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一〇

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（茨城労働局最低賃金公示四、栃木同三、静岡同二～五、三重同二～五、愛媛同二）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　二

会社その他　二五

本号で公布された法令のあらまし

◇シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第三一一号）（内閣府本府）

1　シナイ半島国際平和協力隊を置く期間を令和四年一一月三〇日までとすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。